

多摩地域の ごみ減量施策を 読み解く

連載第3回

事業系ごみの減量にも 経済的手法が活用された

ごみ減量資料室代表 / 東洋大学名誉教授
山谷 修作

多摩地域の家庭系ごみや総ごみの減量が日本一進んでいることを連載第1回で確認しましたが、事業系ごみの減量もトップクラスです。全国と多摩地域の事業系ごみ対策については、本誌 Vol.20(2020.7.24)に、「事業系でも先進的だった！多摩地域のごみ減量対策」と題して拙論が掲載されていますので、併せてご覧ください。

1. 事業系ごみ量の他地域との比較

「多摩地域ごみ実態調査」には、持込ごみ量(その大半を事業系ごみが占めることから統計上「事業系ごみ」とみなされる)について1人1日当たりごみ量(排出原単位)が集計されています。それと収集量(同様に「家庭系ごみ」とみなされる)の排出原単位を足し合わせて総ごみ量の排出原単位としています。

家庭系ごみについては人口と比例してごみ量が変化するので、地域間の比較が可能です。しかし、事業系ごみについては人口だけでなく産業構造や地勢的な要因にも大きく左右されます。そのため、事業系ごみの減量度合いについては、ある地域の縦つまり経年での比較は容易にできますが、横の比較には難しさが伴います。

まずは2023年度について総ごみ量に占める事業系ごみ量の比率を確認します。全国の事業系比率は30%です。これに対して多摩地域は東京のベッドタウンとして発展してきたことを反映して、事業系比率はわずか16%にすぎません。

こうした点を踏まえたうえで、人口425万人の多摩地域の事業系ごみ量16.1万tについて、比較的人口規模の近い、人口規模510～630万人の北海道、福岡県、兵庫県、千葉県と比べると、4道県各53～61万tの1/3以下に過ぎません。多摩地域と事業系ごみ量がほぼ同量の県を探すと、人口158万人の鹿児島県でした。

こうした比較からすると、産業構造や地勢的な要因を考慮しても、多摩地域の事業系ごみ量が人口規模のわりに極めて少ないことが分かります。

2. 際立つ事業系ごみ搬入手数料の高さ

自治体の焼却施設への事業系ごみ搬入手数料は、廃棄物処理法が定める「排出事業者処理責任」の原則に基づいて、焼却処理と最終処分について減価償却費などの間接費を含む総原価を反映した水準に設定することとされています。

表5(連載の連番)は多摩地域26市の1kgあたりの事業系ごみ搬入手数料の一覧です。単価40円以上が12市あります。26市の平均単価は約37.8円です。これだけ高い手数料を設定する自治体は全国でもごくわずかにとどまります。私が行った調査(私のホームページに掲載)では10～20円未満の手数料を設定する自治体が多数を占めていました。

多摩地域の搬入手数料水準は処理原価にかなり近いものとなっています。搬入手数料が高くなるほど、排出事業者にとって、経費節減を図るための古紙資源化の推進、さらには環境配慮行動としての食品リサイクルへの踏み込みのきっかけが与えられることになります。

3. 事業系ごみ搬入手数料値上げの効果

表6は、近年手数料を値上げした9市について、改定の年月、料金、前後のごみ量、減量率を示しています。これまで多くの市で2桁の大きな減量効果が出ましたが、最近の値上げではコロナ禍の影響などもあって1桁減にとどまるケースも出てきました。減少したごみの大部分は、古紙や食品の資源化ルートへ流れたとみられます。

4. すぐれた小規模事業所ごみ収集システム

事業所が排出するごみは、自らが自治体の処理施設に搬入するか、収集業者と契約して処理してもらうことが基本です。

しかし、事業活動に伴うごみ量のごくわずかな場合、収集業者との契約が難しいことがあります。そこで、多摩自治体の多くは、1日平均10kg未満といった制限のもとで小規模事業所について、登録制にして記名欄の付いた専用の有料指定袋による排出を認め、家庭ごみの収集車で収集しています。

こうした制度が存在しない全国の多くの自治体では、小規模事業所が家庭系ごみに紛れ込ませて事業系ご

みを排出するという問題に直面し、事業所もストレスを抱えます。専用指定袋の価格は家庭ごみの有料指定袋より高いものの、小さな事業所がきちんと処理責任を果たせます。

5. 残された取組み課題

自治体施策の今後の課題として、一部自治体の搬入手数料水準のさらなる底上げ、排出事業所に対する定額契約や一括契約から従量契約への見直し助言、多量排出事業所の組織的取組みの奨励、飲食店を対象とした食品ロス対策の充実などが挙げられます。

表5 多摩26市の事業系ごみ搬入手数料

1kg 手数料	市数	市名
43 円	1	稲城市
42 円	6	狛江市、府中市、国立市、日野市、国分寺市、小金井市
40 円	5	立川市、武蔵野市、あきる野市、小平市、東大和市
38 円	4	東久留米市、西東京市、清瀬市、武蔵村山市
35 円	7	三鷹市、調布市、東村山市、八王子市、町田市、多摩市、昭島市
30 円	3	羽村市、青梅市、福生市

(出所)「多摩地域ごみ実態調査」と各市ホームページの確認により作成。

表6 多摩地域事業系ごみ手数料の主な値上げの減量効果

市名〈改定年月〉	改定前年度	kgあたり改定	改定翌年度	減量率
武蔵野市〈2013.4〉	9,494t	20円→40円	6,272t	-33.9%
立川市〈2014.11〉	12,660t	30円→40円	11,035t	-12.8%
八王子市〈2015.4〉	39,066t	25円→35円	31,513t	-19.3%
町田市〈2015.4〉	28,157t	25円→35円	24,994t	-11.2%
多摩市〈2016.10〉	9,998t	25円→35円	8,418t	-15.8%
国立市〈2020.4〉	3,747t	27円→42円	2,994t	-20.1%
武蔵村山市〈2021.7〉	2,421t	25円→38円	2,203t	-9.0%
小平市〈2023.4〉	4,155t	24円→40円	4,085t	-1.7%
東大和市〈2023.4〉	2,344t	25円→40円	2,029t	-13.4%

※注：2024年4月に実施された昭島市の30→35円の値上げについては、改定翌年度が本年度となり除外。

(出所) 事業系ごみ量は「多摩地域ごみ実態調査」の持込量。